令和５年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和６年１月１日から同年３月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、２３件（２３名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ２［０］ | ２［２］ | 　６［９］ | ０［０］ | １０［１１］ |
| 支援学校 | １［０］ | １［２］ | 　４［１］ | ０［１］ | 　６［ ４ ］ |
| 中学校 | ０［１］ | ２［０］ | 　２［１］ | ０［１］ | 　４［ ３ ］ |
| 小学校 | ２［０］ | ０［０］ | 　１［０］ | ０［０］ | 　３［ ０ ］ |
| 合　計 | ５［１］ | ５［４］ | １３［１１］ | ０［２］ | ２３［１８］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | ３［０］ | ４［２］ | 　５［４］ | ０［１］ | １２［ ７ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | ０［２］ | 　７［７］ | ０［１］ | ７［１０］ |
| 公務外非行関係 | ２［１］ | ０［０］ | 　０［０］ | ０［０］ | 　２［ １ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | １［０］ | 　１［０］ | ０［０］ | 　２［ ０ ］ |
| 合　計 | ５［１］ | ５［４］ | １３［１１］ | ０［２］ | ２３［１８］ |

（１）一般服務関係…１２件（１２名）

①体罰等…３件（３名）

ア　府立高等学校　男性教諭（４８歳）『減給６月』

令和５年１１月１２日、生徒を背後から羽交い絞めにし、一時的に意識を失わせるなどの傷害行為を行った。

［管理監督責任］

校　長（６０歳）　訓告

　　　イ　市立中学校　男性講師（３８歳）『減給３月』

　　　　　　令和５年５月頃、生徒の頭部を腕で締め上げる行為を行った。また、令和６年１月１７日、生徒の胸ぐらを掴み、首元に腕を回して倒し、生徒にまたがって左脇腹及び左側頭部を合計２回殴った。

［管理監督責任］

校　長（５１歳）　厳重注意

ウ　市立中学校　男性教諭（２５歳）『停職１月』

　　　　　　令和５年９月１０日、部活動の引率中、部員Ａの頬を手で３回、手に持った財布で１回叩き、部員Ｂの頬を手で１回叩く体罰を行った。更にその後、少なくとも１時間以上の罰走をさせるなどの不適切な行為を行った。

　　　　　　また、令和５年５月から８月にかけて、部活動中や授業中に、複数の部員らに対し不適切な言動を行った。

［管理監督責任等］

校　長（５６歳）　訓告

教　諭（３３歳）　訓告

②生徒への不適切な言動等…４件（４名）

ア　府立支援学校　男性教諭（５８歳）『停職１月』

　　　　高等部の男子生徒に対し、生徒に駆け寄って自身の尻を相手の腰付近にぶつける、生徒の尻を自身の膝で蹴る、生徒が乗った車いすを前方に手を放して押し出す、また、押し出した車いすを他の生徒に受け止めさせるなどの不適切な行為を行った。

［管理監督責任］

校　長（５６歳）　訓告

イ　府立高等学校　男性教諭（３５歳）『減給１月』

　　　　　　令和３年８月から令和４年４月までの間、勤務校の女子生徒１名と、勤務時間中を含めて、SNSで私的なやり取りを合計約３００回、通話を約３時間行った。また、合計４回にわたり、２人きりで私的に外出するなど行った。

［管理監督責任］

前校長（６３歳）　厳重注意

ウ　市立中学校　男性教諭（３６歳）『減給３月』

　　　　　　令和４年１２月２４日夕方、自家用車で勤務校の女子生徒と約２時間、２人でドライブを行った。また、信号で停車中の車内で、当該生徒に自身の頭を触らせる、生徒の手や頭を触れる等を行った。

エ　府立支援学校　男性講師（２６歳）『停職６月』

　　　　　　令和５年７月から令和６年２月にかけて、勤務校の女子生徒に対し、SNSでメッセージを少なくとも合計３７５回以上送信し、私的なやりとりを行った。

　　　　　　その他、校内で当該生徒に不適切な身体接触を行った。

［管理監督責任］

校　長（６２歳）　訓告

③生徒へのセクハラ…２件（２名）

ア　市立中学校　男性教諭（３１歳）『停職６月』

　令和５年７月、担当する理科の授業時間において、学習指導要領を逸脱した不適切な授業を行った。

［管理監督責任］

校　長（４９歳）　訓告

イ　府立高等学校　男性非常勤講師（６８歳）『懲戒免職』

　　令和５年９月及び１１月、勤務校で、複数の女子生徒らに対し、無断で、その脚等の写真を合計２６枚を撮影した。また、令和元年１１月から令和５年９月にかけて、駅のホームや路上等で一般女性の脚等を無断で１１枚撮影した。

［管理監督責任］

校　長（５４歳）　訓告

④欠勤…１件（１名）

・　府立支援学校　男性実習助手（２３歳）『懲戒免職』

　　　令和５年９月１１日から令和６年１月２３日までの間において、延べ５９回、合計５８日と５時間４５分にわたり、正当な理由なく欠勤をした。

⑤経歴詐称…１件（１名）

・　府立支援学校　男性実習助手（３９歳）『懲戒免職』

　　　令和元年度に実施した大阪府立学校実習教員採用選考において、過去の自らの経歴を偽って受験した。

⑥病気休暇中の旅行…１件（１名）

・　府立高等学校　女性講師（５８歳）『減給１月』

　　　令和５年１０月から１１月にかけて、病気休暇中に、合計５回、延べ１５日間、宿泊を伴う旅行をした。

［管理監督責任］

校　長（５９歳）　厳重注意

（２）公金公物関係…７件（７名）

　　①通勤手当の不正受給等…７件（７名）

ア　府立高等学校　男性首席（４８歳）『減給１月』

　　　令和３年１０月から令和５年１１月までの２年２か月間、公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、認定外の自動車通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

イ　府立支援学校　女性講師（５３歳）『減給１月』

　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、認定外の自動車通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

　　　また、令和５年１２月、学校隣地内に無断駐車を２回行った。

ウ　府立支援学校　男性講師（２７歳）『減給３月』

　　　公共交通機関で通勤する際、障がい者割引を利用し、通常より安価な方法で通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。また、同じ方法で合計４回、出張旅費を不正に受給した。

エ　府立支援学校　男性講師（３２歳）『減給３月』

　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、一部区間について許可を得ずに自転車で通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。また、学校での聞き取りに対し虚偽の報告を行った。

オ　府立支援学校　女性講師（５５歳）『減給１月』

　　　令和５年５月に実家から引っ越しを行い、通勤経路を変更したが、令和５年６月から令和６年２月にかけて、引き続き実家から通勤し、通勤手当を不正に受給した。

カ　府立高等学校　男性教諭（６４歳）『減給１月』

　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、一部区間について、許可を得ずに徒歩で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

キ　府立高等学校　女性非常勤講師（６６歳）『減給１月』

　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、一部区間について許可を得ずに徒歩の通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行…２件（２名）

①窃盗等…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（３５歳）『懲戒免職』

　　　　　　令和５年９月初旬、学校内で教諭２名の机から学級図書費の現金合計２万円を窃取した。また、自身の担任するクラスの学級図書費の現金１万円を約４か月間にわたり自宅で不適正に保管した。

なお、他の教諭２名については、現金管理の方法が不適切だった。

［管理監督責任等］

校　長（６０歳）　訓戒

教　諭（４１歳）　訓告

教　諭（２７歳）　訓告

②痴漢…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（３４歳）『懲戒免職』

　 令和５年７月３１日、駅構内で、一般女性とすれ違いざまに、その女性の胸に肘を押し当てて触る痴漢行為を行った。また、令和５年春頃にも同様の行為があった。

（４）交通法規違反等…２件（２名）

①酒気帯び運転…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（５９歳）『停職６月』

　　　　　　令和５年２月１５日、飲食店で飲酒をした後、自家用自動車を運転した。その後、有料道路の本線上で停車して車内で眠っていたところ、駆けつけた警察官に起こされ、身柄を拘束された。

②交通死亡事故…１件（１名）

・　市立小学校　男性校長（５１歳）『減給１月』

　　　　　　令和５年７月２０日１６時１０分頃、退勤後に通勤用の車で走行中、交差点を横断する高齢女性と衝突した。当該女性は救急搬送されたが、その後搬送先の病院で死亡した。

３　府教委の主な取組み

○　令和６年度の初任者研修において、服務等の理解を通して教育公務員としての自覚を持たせるための講義を実施した（令和６年４月４日からWeb配信方式により実施）。

○　「新任校長・新任教頭研修」において、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に関する指導・監督を徹底するよう指示を行う（令和６年５月１日以降順次実施予定）。

　○　令和６年度当初の「府立学校長会」、「市町村教育委員会教育長会議」において、教職員の不祥事防止に向けて、服務指導に努め、綱紀保持を徹底するよう指示した。

また、府教委が作成している「不祥事防止に向けたワークシート集」及び「不祥事予防に向けて　自己点検≪チェックリスト・例≫」について、令和６年３月に法令等の改正に伴う修正や直近の非違行為の事例を掲載するなどの改訂を行い、研修等で活用するとともに、個々の意識改革、自覚と責任感の醸成を図るよう指示した。